

第4回 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議  
議事録

日時

令和7年6月11日（水）9:30～11:30

場所

法務省 20階第一会議室

[出席委員]

高橋座長、山川座長代理、市川委員、清田委員、黒谷委員、是川委員、  
佐久間委員、末松委員（代理出席）、鈴木委員（代理出席）、富田委員、  
富高委員、花山委員、堀内委員、山脇委員

[関係省庁等]

（内閣官房）

南部参事官

（出入国在留管理庁）

杉山次長、加藤審議官、菱田政策課長、梅原特定技能・技能実習運用企画室長

（厚生労働省）

堀井人材開発統括官、堀参事官（海外人材育成担当）、川口外国人雇用対策課長、  
大塚生活衛生課課長補佐

（経済産業省）

高木生活製品課長、川村製造産業戦略企画室長、岸田素材産業課課長補佐、  
綿引素材産業課課長補佐、石井素材産業課課長補佐、戸塚自動車課課長補佐、  
信末文化創造産業課課長補佐

（農林水産省）

野添食品製造課課長、上田食肉需給対策室長

（水産庁）

中平加工流通課長

（国土交通省）

中野技術企画課長、指田航空ネットワーク企画課長、重田旅客課長、  
塩野貨物流通経営戦略室長、村井自動車整備課整備事業指導官

（環境省）

松田廃棄物規制課長

（外国人技能実習機構）

根岸理事

## 1 開 会

○事務局 それでは、お時間になりました。本日は御多忙のところ本会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、進行を担当いたします出入国在留管理庁政策課の青柳と申します。

本日の会議は、会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催しておりまして、鈴木委員及び末松委員についてはオンラインで代理の方に御参加いただいております。

それでは、以降の進行は高橋座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 皆さん、おはようございます。

それでは、これより第4回有識者会議を開催いたします。本日もよろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 第3回有識者会議のフォローアップについて

○高橋座長 本日は議題が三つありまして、まず議題1ですけれども、第3回有識者会議のフォローアップです。資料については資料1及び机上配布資料となります。

なお、机上配布資料の構成員からの質問、意見及び回答一覧、これは青い帯が付いていますけれども、これについては前回会議開催に伴い事前に各委員から提出された御意見に制度所管省庁及び分野所管省庁が回答を記載したものととなります。分野別運用方針が閣議決定されるまでは非公表といたしますので、取扱いにつきましては御配慮願います。以後の会議においても同様にしたいと思います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いします。

○菱田政策課長 出入国在留管理庁政策課長の菱田でございます。議題1としまして、前回の会議のフォローアップについて御説明いたします。資料1を御覧ください。

まず、このうち3ページからの資料1-1でございますが、前回会議において、富高委員、佐久間委員から、既存分野も生産性向上や国内人材確保について丁寧な説明が必要との御意見がございましたことを踏まえ、分野ごとの有効求人倍率を直近の令和7年1月から3月の数値に更新するとともに、業務区分ごとの有効求人倍率についてもお示しし、各分野における人手不足の状況、生産性向上及び国内人材確保のための取組を一覧で記載しております。

なお、今回会議の事前説明におきまして、これらの取組に対する効果を示してほしいとの御意見も頂いておりますところ、こちらにつきましては可能な限り次回会議までに整理の上、お示ししたいと考えております。

次に、前回会議におきまして、山川座長代理、山脇委員から、業務区分、主たる技能、必須業務等の考え方を整理すべきとの御意見がございましたことを踏まえまして、資料1-2で整理いたしましたので、御説明いたします。資料は21ページ、特定技能制度・育成就労制度における業務・技能の考え方を御覧ください。

特定技能制度・育成就労制度におきまして、外国人が従事できる業務の範囲を業務区分といい、これは両制度で同一でございます。そして、育成就労では業務区分内の業務

のうち技能を習得するために必ず行わなければならない業務を必須業務として設定いたします。また、技能についてでございますが、特定技能制度では外国人に相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められますところ、その技能を育成するために、特に計画的な育成評価の対象とする技能の単位として、主たる技能を設定することとしております。前回、山川座長代理から御指摘のございましたとおり、この主たる技能に対応して必須業務を設定することになります。

続きまして、資料22ページ、育成就労制度における主たる技能の設定を御覧ください。主たる技能、必須業務の設定の在り方につきましては、含まれる業務の多様性など個々の業務区分の実態を踏まえて業務区分ごとに検討することとしておりますが、大きく分けると、下の図の①、②でお示したとおり、①では、例えば介護分野のように、業務区分の業務全般を行うために必要な技能を主たる技能として設定するパターン、②として、例えば建設分野のとび・左官等のように、業務区分の業務のうち特定の業務を行うために必要な技能を主たる技能として設定し、結果として1の業務区分に複数の主たる技能がひもづくパターンの2パターンがあり得るものと考えております。

そのほか、23ページからの業務区分ごとの労災発生率でございますけれども、前回会議におきまして富高委員、市川委員、富田委員からの分野等の追加に際して労災発生率も考慮すべきとの御意見を踏まえまして、業務区分ごとに当該業務区分に最も合致する業種の労災発生率をお示したものでございます。加えて、先ほど座長からもお話がございましたけれども、前回会議前に頂いた御質問、御意見への回答を記載した青色の帯の資料を机上に配布させていただいております。

説明は以上になります。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの報告について御質問があれば、挙手でお知らせいただきたいと思います。オンラインで参加されている委員の方は、挙手機能でお知らせを願いたいと思います。どなたかございますでしょうか。

富高委員、どうぞ。

○富高委員 ありがとうございます。

まず、様々資料の調整をしていただきまして、ありがとうございます。先ほども取組効果などについては可能な限り次回までに準備いただくと御説明いただいたかと思っております。その際に、ぜひお願いしたいのですが、資料を拝見しますと、本来受入れの可否を決めるための要件でもある生産性向上や人材確保、処遇改善などの取組内容、結果のデータ、それから育成就労制度期間の3年間の育成・技能習得のイメージの書きぶりにばらつきがあると思っております。これらは今後も必ずチェックをしていく事項だと思っておりますので、何かひな形のようなものを作っていただき、漏れのないようにしていただくことが重要と思っております。

例えば、34ページ以降で示していただいた工業製品製造業について、処遇改善の取組の記載がほとんどないというようなこともありますので、そういった記載漏れをなくすという意味でもお願いしたいと思います。加えて、外国人労働者が安心して就労できるかどうかの判断基準として、労災に関する資料もお示しいただきましたが、労働安全

衛生対策がしっかりなされているかというところも非常に重要だと思っております。各分野において労災リスクが高い危険な業務内容の確認や、どのような安全衛生対策を行っていくかという点はぜひ記載をお願いしたいと思いますし、労災の発生率が高いところについては、安全衛生教育の理解や資格取得のために必要な日本語レベルの設定などの上乗せ要件も併せて検討することが必要です。そういった必要な材料が整った上で判断していくことが重要だと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。議題2の中でも似たようなお話が出てくると思うので、またそのときに議論したいと思いますが、必須の幾つかの項目を立てて、それをひな形にして、かつ必要なものについては時系列で効果を見ないといけませんよね。そういったことも含めて、必要な材料を整備することが一つの作業になると思うので、それはまた皆さんの御意見を伺いたいと思います。

ほかに御意見ありますか。

よろしいですかね。

## (2) 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野（新たに追加等を行う分野等）の詳細（案）について

○高橋座長 それでは、議題2に移りたいと思います。

議題2は、特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野についてです。今回は新たに追加等を行う分野の議論となります。資料は、資料2となります。本議題については11時を目処として議論を行います。決してそこで打ち切るということではなくて、議論が続くようでしたら、引き続き次回も議論をしてみたいと思います。

まず、資料の全体の構成について事務局から説明をしていただき、次に、資料2に基づいて個別の分野についての説明を各業所管省庁から頂きます。時間も限られていますので、それぞれ1、2分程度でお願いできればと思います。事前説明の場で説明済みの分野については、資料の記載内容以外の補足的な説明のみを簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局からお願いします。

○菱田政策課長 出入国在留管理庁政策課長から説明します。議題2では、新たに追加等を行う分野等について御議論いただきます。前回会議では、育成就労産業分野を設定することを除いて変更のない既存分野を取り上げましたが、今回は新規3分野及び変更のある既存4分野について御議論いただきたいと思いますと考えております。

資料2の28ページを御覧ください。資料2は大きく五つに分類しておりまして、資料2-1は、新たに追加するリネンサプライ、物流倉庫、資源循環の3分野について記載しております。また、資料2-2は、業務区分の追加を行う既存の分野についてでございます。資料2-3は、業務等の追加を行う既存の分野についてでございます。資料2-4は、業務区分の切り分け等を行う既存の分野についてでございます。自動車整備分野につきましては、前回会議においても御説明しておりますが、業務区分切り分けの理由等について改めてお示ししているものでございます。資料2-5は、資料2-4までで取り上げた分野の中で変更がない業務区分に係るものでございます。

なお、参考1の資料、71ページからになりますけれども、こちらはこれら分野に係る補足説明資料となります。また、参考2の資料、188ページからになりますけれども、こちらは新規分野や変更のある既存分野に対応した、専門家会議において御議論いただきたい試験のラインナップをまとめたものになります。

専門家会議につきましては6月16日から、前回の有識者会議で御議論いただいた既存の分野、業務区分の試験について先行して御議論を開始いただく予定でございます。本日御議論いただく新規分野、業務区分の試験につきましては、有識者会議での御議論の進捗状況を踏まえながら、7月中旬以降に御議論を開始いただくことを考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、次に、資料2-1の新たに追加する分野として、1、厚生労働省・リネンサプライ分野、2、国土交通省・物流倉庫分野、3、環境省・資源循環分野から説明をお願いしたいと思います。

まずはリネンサプライ分野からお願いします。厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省 厚生労働省生活衛生課の大塚と申します。リネンサプライを担当しております。資料でいきますと30ページを御覧いただければと思います。

リネンサプライ業のリネンサプライ仕上げにつきましては、技能実習制度において技能実習2号まで認めていただいている作業となっております。今回、特定技能・育成就労制度においても同様の作業を新規分野として追加を頂きたいと考えてございます。

続きまして、業務内容でございますけれども、ホテルなどからシーツ、枕カバー、浴衣、タオルなどの布製品を回収し、洗濯仕上げをした後、再びホテルに納品すると、こういった作業を繰り返す業体でございます。あと、業務の専門性であったり、受入れ可能な事業所、また育成就労につきましては、基本的には技能実習制度と同様のものを想定しているところでございます。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、次は物流倉庫分野、国土交通省、お願いします。

○国土交通省 国土交通省物流・自動車局貨物流通経営戦略室長の塩野でございます。物流倉庫について31ページにて御説明を申し上げます。

分野としては物流倉庫ということでございまして、業務内容につきましては記載のとおり、倉庫業者等が使用する施設における物品の搬入、搬出、仕分、流通加工、積み下ろし、積み直し等の作業となります。分野追加の必要性等については、右側に記載のとおりでございますけれども、近年eコマース市場の拡大等により保管需要が増加をしております、物流倉庫の保管面積、稼働率が増加をしているということでございまして、人手不足が深刻化してございます。

前回の会議におきまして、有効求人倍率1.92という数字について御指摘を頂きました。こちらにつきましては、物流倉庫分野の倉庫業等だけではなくて、製造メーカーですとか、そういった自家用倉庫も含まれているということで、今回対象となる物流倉

庫分野における人手不足の現状を正確に表しているものではないのではないかという業界からの声もありましたので、この人手不足状況を確認するために、本年2月に業界団体である日本倉庫協会、それから日本冷蔵倉庫協会におきまして事業者向けに調査を実施しております。令和6年におけるハローワーク経由での庫内作業の求人数と応募人数を確認いたしまして、求人数に対して応募人数がどれぐらいあったかということですが、これも、これが2.54という数字になってございました。また、当然、人手不足ということ踏まえまして、生産性の向上のために国土交通省としても自動化、機械化機器の導入等に向けた補助事業を実施するなど、業界全体のDX化、省力化にも取り組んでおりますし、業界におきましても国内人材確保に向けて魅力を発信するということですか、働きやすい職場環境の整備などを進めているところでございます。業務の専門性、受入れ可能な事業所等につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

次に、資源循環分野です。環境省、お願いします。

○環境省 環境省です。ページにつきましては32ページを見ていただければと思います。

資源循環ということで、今回新たに分野として追加をお願いしたいというもので、業務区分としては廃棄物処分業の中間処理に関する部分ということで、廃棄物処理業は収集運搬と中間処理と最終処分という三つの区分があるのですが、その中でも、特に最近プラスチックなり金属の再生材を活用、必要とするという部分で、資源循環に関するリサイクル等の中間処理に関する部分が事業者の人手不足が非常に目立つというところがありますので、この廃棄物処理施設における処分に従事する業務ということで、中間処理に関する業務という部分について何とぞお願いしたいというところでございます。

前回の会合で御指摘があった点について補足させていただきますが、特に労働安全衛生の取組の部分で、労災に関する発生率の多さというところで御指摘ございました。こちらにつきましては、参考資料の92ページ目に資源循環についての労働安全衛生の取組を示しております、厚生労働省が定める自主点検の結果で、労災の発生率が高いところについて、業界各社で労災防止の取組を経営トップ中心に行っているところなのですが、今後は環境省が組織する協議会において、もし追加となった場合は、受入れ機関で安全衛生管理者等や安全衛生委員会の設置状況、また受入れ機関が行政処分等を受けていないかなどを確認して、外国人材の方が安全・安心に働ける労働環境が整った事業者のみが受入れ機関となるように、我々としても取り組んでいきたいというところでございます。

もう一つございまして、コンプライアンスの問題なのですが、こちらについても、参考資料の98ページを見ていただければと思います。通常、廃棄物処理法に基づいて、廃棄物業というのは都道府県の許可の下で行っているということなのですが、そういった業者がしっかりした業者なのかという御指摘も頂いておるところで、これまで廃棄物処理法、幾度も改正されて規制を厳しくしているというところではあるのですが、より優良な事業者の方を対象にするように、例えば、この下の枠囲みにあるような、一般廃棄物に関して言えば容器包装リサイクル協会に登録された再生処理事業者、また産廃業

者であれば都道府県による優良産廃処理業者の認定制度の認定事業者、加えて様々な法に基づく大臣認定事業者、こういった方々を対象にしていくことで適正な事業者を選ぶということができるとは思いませんかと考えております。

資源循環分野からの補足説明は以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、次に資料2-2から2-5に記載のある業務区分の追加、業務等の追加、業務区分の切り分け等を行う分野から説明をお願いします。

まずは資料2-2、2-3、2-5に記載のある経済産業省・工業製品製造業分野から説明をお願いします。

○経済産業省 おはようございます。経済産業省製造産業局、川村と申します。よろしくお願い申し上げます。資料につきまして、34ページから41ページ及び44ページから57ページになります。

工業製品製造業分野では、新規区分を8業務区分、追加を要望させていただいております。加えまして、既存10業務区分のうち6業務区分に新たな業務を追加し、業務区分を広くすることをお願いしております。その際に、受入れ事業所を標準産業分類で必要な内容につきまして追加をいたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

次は、資料2-2、2-5に記載のある国土交通省・鉄道分野から説明をお願いします。

○国土交通省 国土交通省鉄道局技術企画課長の中野と申します。よろしくお願いいたします。

鉄道分野は、昨年3月に軌道整備など五つの業務区分を追加したところでございますが、今般新たに駅・車両清掃区分を特定技能制度に追加することとしたいと考えております。駅・車両清掃は、鉄道事業者のグループ会社が委託をしてやっていることが一般的になっておりまして、駅・車両の衛生環境を維持するこの人材確保は大変重要であります。いろいろ努力しておりますけれども、募集してもなかなか応募者が少ないという状況でありまして、深刻な人手不足の状況にあります。このために特定技能外国人の活用が必要だと考えております。

業務内容といたしましては、資料の42ページですけれども、車両内部と外部の清掃、それからホーム等を含む駅舎の清掃などでありまして、ビルクリーニング分野で求められる技能に加えて、鉄道の運転保安、公衆災害衛生防止、労働災害防止等の鉄道特有の技能も必要となっております。既に位置付けのある鉄道分野の5区分と、今回追加したい駅・車両清掃区分の鉄道分野として、育成就労産業分野にも追加することを希望しております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

次は、資料2-3に記載のある国土交通省・航空分野から説明をお願いします。

○国土交通省 国土交通省航空局でございます。資料2の58ページを御覧いただきまし

て、航空分野、空港のグランドハンドリング区分について御説明をいたします。参考資料で言いますと参考1の171から174ページが該当になりますので、併せて御覧を頂ければと思います。

空港グランドハンドリング区分につきましては、現在、航空機地上走行支援業務、あとは手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭載業務、航空機内外の清掃整備業務の4業務が対象になっておるところです。主に空港において航空機周りの業務が対象になっているのですけれども、新たに三つの業務の追加を希望しております。

具体的には、チェックインあるいは受託手荷物の受付等のカウンター業務や、旅客ターミナルビルと航空機の間で旅客等を輸送する旅客ハンドリング業務、もう一つが機内食や機内サービス用品等を航空機内のギャレーという収納する場所ですけれども、そちらへ収納する機内食等の運搬搭降業務、あと三つ目が、航空機の燃料の給油でございますけれども、これの燃料取扱業務の3業務でございます。

現状、空港グランドハンドリング業務につきましては有効求人倍率が4.43倍ということで、深刻な人手不足の状況でございます。私どもでも空港におけます合同企業説明会の開催、あるいは休憩スペースの整備等によりまして職場環境を向上する等で国内人材の確保に向けた取組を行っておりますし、あとは、これまで有人で行ってまいりました業務につきましてもセルフ化、自動化といったことによる省力化、省人化といった取組を進めております。ただ、今後も航空需要が、例えばインバウンドの増大等をはじめと見込まれておりまして、人手不足の状況が継続していくことが想定されておりまして、追加の3業務についても特定技能外国人の活用を検討しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

次は、資料2-4に記載のある国土交通省・自動車整備分野、それから農林水産省・飲食料品製造業分野から説明をお願いします。

まずは自動車整備分野、国土交通省からお願いします。

○国土交通省 国土交通省物流・自動車局自動車整備課の村井と申します。資料の60ページを御覧ください。

この自動車整備分野の中で車体整備業務を切り分けて定義するという、そういった御要望でございます。現在の自動車整備の業務内容ですけれども、定期点検整備であるとか特定整備とか、自動車のブレーキとかエンジンの修理を行う、こういった業務で定義されておりまして、これは自動車整備士の国家資格とほぼ整合的に業務内容を規定しております。そうしますと車体整備業務、今その中で行っているのですけれども、なぜこれを切り分けなければいけないかという、例えばカリキュラムであるとか試験において、今新たに定義しようとしている自動車整備の点検整備とか特定整備とか、そちらの方に試験内容がどうしても中心が寄ってしまっていて、車体整備のプロがなかなかそれに対応することが難しいということ、あるいは困難であるとか無駄が多いということで、車体整備を切り分けて一つの業務として定義しまして、そちらのキャリアパス、専門性を高めていきたいと、そういったお願いでございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

最後は飲食物品製造業分野からお願いします。農林水産省、お願いします。

○農林水産省 水産庁加工流通課長の中平と申します。よろしくお願ひいたします。資料で申しますと60ページですけれども、参考資料の178ページ以降でございます。飲食物品製造業分野から水産加工業の分野を切り分けようというお話でございます。

専門性について以前、御指摘がございました。それにつきましては、事前にも御説明させていただいた、この178ページ以降に御説明のとおりでございます。いずれにいたしましても我々、今回切り分けようとしているのが生食用と非生食用、それから練り製品含めまして、統計上の分類だけでも39品目、それから現場実態的にも350品目もある業務区分でございます。切り分けても、現時点の技能実習生に係る材料業者数も2万5,000と、かなり幅広いところを切り分けるということでございます。細かく切り分ける必要があるのかという御指摘もございましたけれども、かなり幅広い形での切り分けができるのかなと考えております。

それから、もう一つ、労働安全衛生、労働環境の部分でも御指摘ございました。労働基準法の適用除外ではないかというお話もございましたけれども、水産加工業、基本的に労働基準法の適用対象になってございます。実際、漁業とかその部分につきましては労働基準法の適用除外になってございますけれども、水産加工業については物の製造、加工、販売ということになってございまして、労働基準法の適用とされております。

それから、労働安全衛生の点でも御指摘がございました。例えば、資料で申し上げますと184ページ、185ページのゴム手袋を使った作業が、これが非常に労働安全衛生上、問題ではないかという御指摘がございました。これも企業等にも確認をいたしましたところ、この中にメッシュグローブとあって金属グローブの曲げやすいものをはめた上でゴム手袋をやるという、これは労働安全衛生上こういうやり方で大丈夫だとされているやり方でございますけれども、そういう形でしっかりと対応しているということでございます。

いずれにしましても、今回の切り分けによって、水産関係はむしろ選ばれないと、そもそもそこに人が応募してくれないということになってございますので、業界とも十分連携をしながら就労環境の改善を更に図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

○農林水産省 もう1点、農林水産省ですけれども、引き続き61ページを御覧になっていただければと思います。農林水産省食肉鶏卵課の上田と申します。

飲食物品製造業の既存の区分に食肉小売業、ただし食料品製造を行うものに限る産業を追加を御検討いただきたいということで、提案させてもらっております。右上の方に追加する産業で書いております。

食肉小売業は生産性向上、国内人材確保等の取組を行っておりますが、やはり人手不足が課題となっておりますところ、関係業界等からの要望も受け、こういった追加提案をしているところでございます。また、食肉小売業につきましては、食肉を扱う加工設

備を備えておりまして、枝肉や部分肉から食料品を製造する機能を有した製造と小売りが不可分一体の事業形態でございます。まさに製造小売りということになっておりまして、パンや菓子、豆腐、かまぼこ等の製造小売りと同様に、対象事業者として追加していただければと考えております。

なお、生肉製造業務につきましては令和6年8月、技能実習2号移行対象職種として認定されておりまして、専門的な技能、知識を必要とする業務として認められているところでございます。また、このため現在の技能実習制度では食肉小売業では受入れ可能な状態となっているところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。今回も各委員から事前に御意見を提出いただいております。構成員からの質問・意見を、オレンジの表として机上配布しております。

それでは、質疑応答を行いたいと思いますが、一応整理の都合上、分野別で御質問いただきたいと思いますのですが、その前に、分野全体に関わるようなこと、あるいは共通するようなこと、先ほど富高委員からもありましたけれども、そういった点について御質問、御意見があれば、まずそちらを伺い、その後で分野ごとに御意見いただければと思います。

それでは、どなたからでもお願いしたいと思います。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。私の方は今回、項番11から19まで、御質問と御意見をさせていただきました。これは全般のこと、それから各分野とか、掲載していただいておりますので、こちらを見ていただいて御回答等を賜りたいと思います。

今回、既存の分野も含め、業務ごとの生産性向上支援策とか、それから人材確保支援策を講じてもお人手不足であると示すような資料の提出が各省庁、また業界団体の方からございました。所管行政庁ご担当課の皆様方におかれまして、取りまとめていただきましてありがとうございます。しかしながら、資料を拝見しておりますと、生産性向上策や日本人雇用のための努力をしてきているという記載は本当に分かるのですが、パワポによる定型的な取りまとめをしていただくからだと思いますが、日本人の雇用が進まない理由とか、各社の生産性向上のための施策利用とか、生産性向上を図るための活動、取組みを行ってきた結果として、労働者1人当たりの付加価値労働生産性の伸びと外国人を活用していく必要性というのがあるのではないかと。言葉だけで、実際、業界や個社が取り組んでいるのか不明確であり、そういう点で何か取り組んできた活動と外国人受入れの必要性が余り伝わってきません。

そのために、各分野・業務区分の人手不足の状況の箇所を拝見しますと、危険が伴う、劣悪な作業環境であるがゆえといった記載が目立ち、外国人を危険な目に遭わせる、劣悪な環境で働かせているような見え方をしてしまうこともできると思います。セミナーの開催や就職説明会だけではなく、そのような作業環境の改善こそ本来、所管行政庁が講じていただく支援策であり、人手不足の状況と支援策とのミスマッチというのを早急

に改善が必要であると思っております。

また、後ろの方に今回、参考資料で189ページぐらいから、これは専門家会議の方で議論していくのでしようけれども、試験制度が載っております。一部の分野、業務区分においては、育成就労の3年目の技能の習得状況等を測るために特定技能1号評価試験が用いられることになっています。育成就労制度の次の段階として特定技能1号に進む外国人のためにも、育成就労について技能検定3級又は業界団体が行う専門級を作成する必要があると思います。その上で、更に高いレベルに特定技能1号評価試験があるということで、安易に特定技能評価試験を育成就労の修了試験として同一にしないよう、各分野統一して試験の運用を行っていただきたいと考えます。また、他の分野、業務区分の技能検定3級、育成就労評価試験の専門級と比較しますと、実技試験が判断等試験のみで、体を動かす、いわゆる実技試験にはなっていないという試験もありまして、この内容では育成就労制度の目的である人材育成及び人材確保の達成状況を測るには不適切であると言わざるを得ません。

育成就労等、これから外国人の受入れに際しては、監理費用、研修、それから生活に関わる費用等も含め、日本人と同等以上の給与とか作業環境、労働環境を求められ、もはや最低賃金で実際雇うことというのが難しい状況になってきています。制度所管庁、また業所管庁におかれましては、外国人材の受入れを安易に拡大していくのではなく、今以上、高齢者の活用とか女性活用、そして、法定雇用率にとどまらず、新たに障害者の雇用とか、こういう人材確保策を積極的に行いながら、日本人と外国人が共存を図るため、従業員が働く環境の改善とか、生産性の向上、それから支払い原資が整った企業においては賃上げをしっかりと行っていただくよう進めていきたいと考えています。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。たくさんリクエストありましたけれども、事務局、いかがですか、コメントをお願いします。

○菱田政策課長 もし足りない点があったら補足していただきたいと思っております。佐久間委員から11番以降で御指摘いただいた点につきましては、次回以降の会議においてどのようなお示しができるのか、検討したいと考えております。

特に大きな指摘としまして、試験の在り方といったことがございます。現状では育成就労の3年目で特定技能評価試験を用いるということを構想しているところでございますけれども、その試験の在り方について様々な御意見あると思いますので、政府内でもよく検討してみたいと考えております。

○高橋座長 ありがとうございます。佐久間委員のお話の中で、生産性向上のための支援策やその活用状況、雇用努力、その中には高齢者、女性、そして障害者がありますね。それから、付加価値労働生産性とおっしゃいましたけれども、例えば1人当たりの売上げ、利益とか、それから職場環境改善のための努力、そういった点について、各分野共通してチェックしないといけないと思うのですが、ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

清田委員。

○清田委員 ありがとうございます。私としては、足元で人手不足かつ将来にわたって労

働力不足が懸念される中で、産業維持のために外国人材の力が必要だという各種業界団体・所管省庁の申請は、可能な限り尊重したいとは思っております。他方で、前提として挙げられているように、生産性向上に取り組むこと、国内人材の確保に取り組むこと、それから日本人と同等以上の労働環境や待遇、特にコミュニケーションが不十分な外国人材の安全の確保というところは、しっかりと守るべき前提だと思っております。この点について懸念がある分野については、対外的に納得ある対策を示していかなければならないと思っております。実態をしっかりと調査をした上で、更に必要な場合には上乘せ要件や安全対策の取組の確認状況のようなものをしっかりと明確にしていくということが重要ではないかと思っております。

資料を拝見していても、有害物質や引火性物質の取扱い、感電ややけどの危険、高温下の作業といった、非常に不安な作業がある中で、当然日本人労働者に対する安全確保策というのは講じられているとは思いますが、外国人に対しても同様に教育・防止の対策をどのようにとっていくのか、しっかりと検討が必要だと思っております。先ほど資源循環分野で、例えば協議会でチェックをしていくといったような御説明もございました。こうした取組によって、個社だけではなくて業界団体、所管省庁などの支援、サポートを得ながら、ぜひ明確にどのような対策をしていくのか示していただければと思っております。

2点目、業務区分の範囲についてのお話もございました。所管省庁によって広い狭い、それぞれある印象を受けました。また、その中でも区分の切り分けの案も出ております。この制度は専門人材の育成が目的でございますので、主たる業務の範囲においてしっかりと3年程度の育成が必要だということを、カリキュラムの中で明示いただくことを検討していくことが必要ではないかと思っております。

私からは以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。労働環境改善、職場環境改善は、どの業種もやらなくてはいけないわけですが、その中でも特に安全に絡むところ、ここは分野によってはきちんと上乘せしていかななくてはいけないという御趣旨だと思います。そこは、全体的な話と、業務分野ごとで改めて議論していただく分野と、両方あるんだろうと思います。それから、カリキュラムですが、これも基本的に各分野できちんと育成就労から特定技能1号、特定技能2号まで含めたキャリアプラン、あるいはキャリアアップの全体像みたいなものですね、それをこれから示していく必要があると思います。事務局、何かございますか。整理としてはそんなところでよろしいですか。

○菱田政策課長 それでよろしいかと思えます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、是川委員、お願いします。

○是川委員 私からは全般に関して2点コメントがございます。

1点目といたしましては、今般新規に追加を申請中の分野に加えて、これまで認められた分野についてもですが、労働分配率、平均賃金、正規・非正規割合についてデータを示していただきたいと思っております。また、日本語教育に関する取組についても、今は書かれていないかと思えますけれども、併せてお示しいただきたいと思いました。

その趣旨といたしましては、まず、この議論において、外国人労働者の受入れにおいて、我々としてはその技能要件、きちんと育成するに足るものであるか、また、どういった技能に基づいて受け入れるか、労働条件、これは賃金とか労働時間、様々な処遇に関する事、また安全衛生面の事、こういった点についてきちんと保護を加えるべき、特に、外国人であるということによってこういったところには配慮するという観点から議論をしているかと思えます。この観点に日本語というものも入ってくると思えます。日本語については何か、その外側にあるような議論という印象も持たれがちですが、それぞれの業所管において、日本語というものを業界によって、また様々なニーズが変わってまいりますので、きちんと視野に入れて計画を作っていただきたい、政策を作っていただきたいと思っております。それが日本語と申し上げた趣旨です。

また、労働分配率等につきましては、この会議では今申し上げたような点について保護やサポートをするという観点から議論してまいりました。これはミクロに見てもマクロに見てもですが、経済学的に言うとコストを引き上げる側の議論です。一方、我々としては、それがどのようにして可能かという原資となる部分ですね、そのコストをどのように賄うかという議論もしていく必要があると思えます。一律にこういった基準ということを示すのは難しいのですが、そういった議論の一つとして、生産性の向上ということはこれまでも議論してまいりました。単に減った人手を全部外国人で埋めるのではなく、生産性を上げるということで、少し必要な分を減らしていくと。一方、保護を積極的に行っていくという点におきましては、特に中小企業では労働分配率がかなり高い状態にあると思えます。現在、技能実習だけで見ても、追加的コストを少なめに見積もっても、単位労働コストに計算しますと、日本人非正規を1人雇うよりも4、5%高いようなユニットレイバーコストになっております。これに加えて更に様々な保護を加えていくといったときに、マクロに見た場合、労働分配率としてこれに耐えられるような産業構造になっているのかということは見えていく必要があると思っております。また、より具体的な点として賃金ですね、賃金がどれくらいかということもこの労働分配率、マクロな数字を見ていく上での非常に重要な指標だと思えます。

また、賃金体系や労働分配率のある意味、定性的な面としては、正規・非正規割合というのも非常に重要だと思えます。単に時間当たりの賃金というだけではなく、そもそも非正規雇用が日本人においても一般的な分野においては、フルタイムで雇うことを前提にしている外国人、そもそも雇用形態として法定福利費などを賄えないという企業が数多く存在する可能性が出てまいります。ましていわんや追加的なサポートといったことは難しいと。そういった場合は、単に賃金云々以前に、定性的に質的になかなか外国人をしっかりと受け入れていくことが難しいということもあるかと思えます。そういったことを判断していく上で、業界ごとの正規・非正規割合を見ることで一般的な雇用慣行が何なのかということをチェックしていくことも大事だと思っております。これが1点目です。

2点目としては、こちらの場でいろいろと議論するわけですが、やはり一つ一つ事実認定をするというのは非常に困難であると思えます。ついては、それぞれの業所管官庁において新しく分野追加、あるいは業務区分の変更・追加等を行う場合に、それまでの

行政プロセスの中でどういった審議過程とか検討過程があったかということをも可能な範囲で併せて出していただければ、我々としても非常に議論がしやすいのかなと思っております。やはり業所管官庁に何となく業界団体からぼっと入ってきたというような性質のものと、それぞれ既に審議会等を回されていて、ある程度もう議論されていますというところから来るものというのは、全然議論の確度が違うと思いますので、その辺も併せてお示しいただければ非常に助かると思っております。

長くなりましたが、以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。極めて本質的な御指摘を頂いていると思えます。コストのこと、それから保護に関わること、非常に基本的なことだと思いますし、数字があったからといって、その数字の閾より上か下で単純に判断する問題ではないと思うので、そこは定性、定量、両方含めて判断していかなくてはいけない、それから、そのためにも業界事情あるいはプロセスが必要だという御指摘、もつともだと思います。これをどういうふうに事務局で受けていただくかは、多分宿題になるのだろうと思っておりますので、御検討いただきたいと思えます。こちらから無理にリクエストしても、ないものはないという話にもなるかもしれないので、そこは御検討いただきたいと思えます。

それで進めてしまっていていいですか。事務局、何かありますか。いいですか。

○菱田政策課長 是川委員から御指摘いただきました指標、データは、各分野における生産性向上、国内人材確保の取組状況の参考となるものと認識しております。一方で、いずれのデータも有効求人倍率とか、第4回資料とさせていただいた労災発生率とは異なって、産業別、業種別の統計データが必ずしも十分ではない可能性がありますところ、どのようなお示しの仕方ができるか検討してまいりたいと考えております。

もう一つ、日本語教育についてもございました。制度上、分野を問わず受入れ機関に一定の取組を求めることとしておりますけれども、各分野において日本語能力、日本語教育等について特別な要件を求める場合には、その詳細を追ってお示しすることを考えております。

もう1点でございます。これまでの行政内での審議、検討過程というところでございます。こちらは審議会の有無等について、また確認した上でお示しできればと思っておりますけれども、業界団体等の関係機関との検討過程みたいなものも一部には含まれると思っておりますので、そういったところについては内容のお示しの仕方は慎重に検討させていただきたいと考えております。

○高橋座長 ありがとうございます。全体ばかり議論していると終わってしまうので、今日は分野ごとに行かないといけないですが、どうしても何かおっしゃりたいことが追加であれば。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 私からは主として二つなのですが、一つは項番1で述べたことで、新規、それから新しく業務区分を追加するというところで、リネンサプライですか物流倉庫、あるいは鉄道分野の車両清掃について、新たな分野、あるいは業務区分が設けられています、例えばですけれども。その作業内容が特定技能1号、2号と、どうキャリアアップしていくのかというところが私にはもう一つ見えない部分がございます、もともと

の育成就労の議論は、基礎的な技能を身につけていただきながら、その方がキャリアアップして日本社会の中である程度定着していくというところまで想定していたのではないかと思うのですけれども、こういった分野、業務がどういう形でキャリアアップして、定着していく方も出てくるのかというイメージがもう一つ見えておりません。そういう意味では、特定技能1号のレベル感はどれぐらいか、2号についても余り抽象的で非常にハードルが高いものにしてしまってもいけないのではないかと思います。きちんとレベル感を特定技能1号に引きつけて設定して、相当程度の方がきちんと日本社会に残れるようなものにしていただきたいと思います。また、主たる業務以外の関連業務とかそういったものをどう位置付けるかとか、それから業務区分の中身をもう少し幅広くするかとか、そういったことも少し見極めながら、広い選択とかキャリアアップができることを視野に入れていただけないかと思っております。これが1点。

もう1点は、業務区分の追加、それから切り分けについてですが、業務区分を切り分けていくということになると、結局業務区分というのは本人意思の転籍の限定をする意味合いも持っていますので、その観点で業務区分を細分化すればするほど、転籍であるとか職場選択の幅が狭くなるということになります。そういう点で、ここまで業務区分を区分けする必要があるのかというところをきちんと吟味していただきたいと思っております。もともとの議論では、基礎的な能力を身につけていただいて、ある程度幅広にいろいろな職務についていただけるというようなことを育成就労でも議論していたと思うので、今までの技能実習のような百何十というような作業区分を設けて、それだけしかやれないというのは、余りにも狭過ぎると思うので、そういう方向での業務区分の細分化というものには私は反対をしたいと思っております。

その観点から言うと、今回、主たる技能というものを一つの業務区分の中に幾つか設けることが可能になっているので、その主たる技能を幾つか設定するということである程度対応できることがあるのであれば、そういう形で対応していったらどうだろうか、人数にしても、同じ業務区分の中で主たる技能ごとに切り分けていくとか、何かそういう枠の設定の仕方を考えてはいかがかと思っております。

あとは、労働安全衛生については皆さんのおっしゃるのと同じで、上乘せを考えていくべきだと思っております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。事務局、何かございますか。

○菱田政策課長 業務のキャリアアップのイメージ、業務のレベル感といったところについては、大変重要な御指摘だと受け止めております。もう1点の業務の切り分けに関してでございますけれども、1号特定技能外国人が従事できる業務の範囲である業務区分につきましては、1号特定技能評価試験で測られる相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務の範囲となりますので、こちらは業務の実情を踏まえて、御指摘のとおり基本的な技能が共通するものについては同一の業務区分として設定するようにしたいと考えております。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方は、山川委員、どうぞ。



堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 資源循環分野について申し上げたいと思います。参考資料1の98ページ目について、とりわけ中間処理の廃棄物処理業の労災発生率が全産業平均に比べて高いこと等、示されていますけれども、そういったことを踏まえますと、優良な事業者のみが受入れ可能となるような制度設計とする方向性には賛成したいと思っております。他方で、例えば反社会的勢力が外国人の雇用に結び付かないようにすることなど、ガバナンスの強化の視点ということを踏まえますと、優良な事業者の基準として、例えば上場会社とその子会社も含めるといったような考え方もあるのではないかと考えております。

以上です。

○高橋座長 今の点についてはいかがでしょうか。環境省。

○環境省 環境省の廃棄物規制課長の松田です。今、委員の御指摘もございまして、我々とすればできるだけ優良な事業者を対象にしていきたいということで、この98ページにお示しをする事業者から対象にできないかとも思いますが、さらに、行政処分を受けている人もいるかもしれないという御指摘もございましたので、こういった方は協議会等を通じて環境省の方で、こういう優良な事業者であって、かつ行政処分を受けていない人というような形で、ガバナンスの点についても配慮した形で進められることを考えていきたいと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに、この分野で御意見。

山脇委員、どうぞ。

○山脇委員 ありがとうございます。項番58なのですけれども、今も御指摘があったとおり、この廃棄物処理業は危険を伴う業務が非常に多くて、労働災害の度数率は他の業種より非常に高いという状況になっています。もちろん業所管庁、関係省庁、地方自治体及び業界団体等を挙げて業界の更なる適正化に向けた取組はしていただいているのですけれども、依然としてコンプライアンス体制の問題があって、刑事処分や行政処分を受ける産業廃棄物処理業者も一定数見受けられる状況にあります。このような状況にあっては、分野特性に応じた相当程度厳格な上乗せ要件、例えば労働災害防止、就労環境、コンプライアンス体制、外国人の日本語能力等に係るものが必要となると考えます。

参考資料1の98ページの優良産廃処理業者認定制度を上乗せ要件の一部として取り入れるということは考え得ると思っております。しかし、この制度の認定基準としての「実績と遵法性」あるいは「事業の透明性」においては労災発生は考慮されていません。また、この「実績と遵法性」においては特定不利益処分を受けたことしか考慮されておらず、行政指導や要請を受けたことは考慮されていません。加えて、この制度は優良認定の取消制度が存在しません。そのため、廃棄物処理法に基づく措置命令を受けてもなお優良認定事業者のままになっている例も実際に存在します。したがって、上乗せ要件としては、事業者がこの優良産廃処理業者の認定を受けていることだけでは足りないと考えます。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。環境省、いかがですか。

○**環境省** 環境省です。今、山協委員から御指摘があった点についても、我々としてもしっかり受け止めなければいけない御指摘だと思っております。我々も、先ほどもお話ししましたけれども、優良産廃処理業者の認定を受けたからいいということだけではなくて、加えて、参考資料の92ページ目にございますけれども、労働安全衛生の取組に関しても、例えば既にこの特定技能制度の対象になっている、業種としてとして近いRPFの部分で実際に運用している部分のところを参考にして、この環境省が組織する協議会で、安全衛生管理者や安全衛生委員会が設置されているかどうか、こういう安全管理体制が整備されているかどうかのチェックを行ったり、また、先ほど委員からお話のあった行政処分を受けているかどうか、この点について、いろいろ行政指導も軽重が大分あるのかなと思って、行政指導を受けたから全部駄目ということではないのかなとは思いつつ、非常に行政処分に準じたようなことをやっているかどうかということも含めて、我々としてもしっかり確認をして、外国人材の方が安心・安全に働ける労働環境が整った事業者だけが対象になれるように、我々としても上乘せ要件を考えていきたいと思えます。

○**高橋座長** 山協委員、どうぞ。

○**山協委員** 92ページで労働安全衛生の取組について御検討されている内容を御紹介いただきましたけれども、この協議会における取組としても、その協議会に加入する段階でこれをチェックするだけでは足りなくて、受入れ開始後も、例えば定期的に3か月に1回程度は協議会の方が巡回していただいて、労働安全衛生法違反を含む労働法令違反がないかどうかを受入れ後も継続的にチェックしていただくといった体制も御検討いただければと思います。

以上です。

○**高橋座長** 環境省、どうぞ。

○**環境省** 今の点も、我々としてもどういった対応ができ得るか検討していきたいと思えます。

○**高橋座長** ありがとうございます。

ほかに、この3分野で御意見ある方いらっしゃいますか。

富高委員、どうぞ。

○**富高委員** 資源循環の部分については、山協委員とほぼ同様の意見でございますが、92ページに書かれている内容は単なる「法令遵守程度」のレベルなのかなと思っておりますので、さらに上乘せ要件をぜひ御検討いただきたいと思えます。また、先ほど協議会でチェックするという発言もございました。他の分野の取り組みでも言えますが、協議会でチェックはするものの、その後どのような改善につながったかが見えないこともままありますので、例えば、不適切な対応を行ったところがその後改善しないのであれば協議会から除名をするというような厳格な対応含めて、しっかりと協議会で責任を持つことが必要と考えておりますので、その点もぜひ御検討いただきたいと思えます。

次に、物流倉庫についてです。資源循環ほどではないですが、労災発生率は高い状況であり、特に物流倉庫分野ですと転落・墜落や熱中症などの労働災害も結構あるのかなと思って思いますが、参考資料に安全衛生の取組についての記載がないので、次回まで

にご準備をお願いしたいと思います。また、外国人労働者の受入れを検討する前に、やはり労災の発生率を引き下げするための効果的な対策をまず十分に示していただいた上で検討すべきと考えておりますので、その点をお願いしたいと思います。それから、受入れ可能な事業者の対象として記載がある業務委託の倉庫事業者について、労働者保護の観点から見ると、安定的な業務の確保や安全衛生を含む元請側との責任範囲、また、季節・時期等による業務量の変化といった点で懸念がございますので、そのあたりの懸念の払拭もぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。まず、環境省、お願いします。

○環境省 富高委員からも御指摘がございまして、先ほどの山脇委員からの御指摘とまさに同等の御指摘だったということではありますが、協議会で仮に認めたとしても、労災上問題があるような事業者さんの場合について、そういった方を処分するかどうかというような対応も含めて、どのような対応ができるか、我々としてもしっかり受け止めて検討していきたいと思います。

○高橋座長 それから、物流に関して、国土交通省お願いします。

○国土交通省 国土交通省物流・自動車局の塩野でございます。まず、労働安全衛生対策について御指摘がございました。各社におきましては、現場作業における安全教育、訓練等を実施しているということだけではなくて、国作成の安全衛生に係る教材を用いた研修なども行っているという聞いております。また今回、特に外国人労働者を受け入れるということになった場合には、労災の発生率が上がるということがないように、業界団体におきまして外国人向けの教材作成についても検討を進めていくということをお願いいたします。

それから、請負事業者、委託事業者についてお話がございました。こちらにつきまして、受け入れた外国人の活動の安定性、継続性を確保するということが重要であるということは、私どもも同様の認識でおりますので、実際に制度上こういった安定性、継続性をどういった形で担保できるかということについては検討してまいりたいと考えております。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに。山脇委員、どうぞ。

○山脇委員 55番と56番についてなのですが、この倉庫業は非常に業態が複雑であると認識しています。つまり、自社商品のみを扱い、したがって倉庫業登録の対象にならないいわゆる自社倉庫もあれば、営業倉庫もあれば、そこから更に委託されている場合もあり、しかも、その委託先も委託者と親会社、子会社等の資本関係がある場合、ない場合と、非常にいろいろな複雑な場合があると認識しています。そのことを前提に、請負の場合は、やはり項番55番に書いてございますとおり、先ほど富高委員がおっしゃったことと同じ趣旨なのですが、特に大口の取引先にほぼ一本業務委託関係が絞られているような場合、その大きい取引先から契約を切られてしまった場合については、特定技能外国人の活動の安定性、継続性が阻害される可能性があると思いますので、何らか外国人の活動の安定性、継続性を担保するような要件設定も考え得るのではない

かと考えます。

それとも関連するのですけれども、今申し上げたとおり、この倉庫業の業態は非常に複雑でいろいろなバリエーションがあるということを踏まえて、資料2の31ページにおいて、「今後の業界のあるべき姿も踏まえた絞り込みの必要性」という言葉があるのですけれども、ここでおっしゃっている「今後の業界のあるべき姿」と「絞り込み」の内容について、それぞれ具体的に御説明いただければ有り難いと思います。

以上です。

○高橋座長 国土交通省、お願いします。

○国土交通省 国土交通省物流・自動車局、塩野でございます。先ほどの御指摘ですね、特に委託業者につきましては、繰り返しになりますが、今後しっかり検討していきたいと思っております。現時点で実態として聞いているところでは、庫内作業における業務委託につきましては通常、契約期間が1、2年であり、以降は自動更新の形で契約が締結されることが一般的ということにも聞いております。ただ、実際、自身の倉庫における庫内作業について作業会社が次々と入れ替わってしまうということは倉庫業者としても望んでおりませんので、余り新しい事業者を次々と変えて契約を結ぶということはないというのが実態であるとは聞いております。ただ、そういった実態を制度上もどういった形で確認をしていくのかということについては、繰り返しになりますが、検討申し上げたいと思います。

それから、今後の業界の在るべき姿ということでございますけれども、やはり生産性向上ということで、物流のDXなどを進めることによって庫内作業の省力化、省人化を進めていくということは極めて重要だと考えておりますし、国内人材確保のために多様な人材の確保、育成に向けた職場環境の改善を進めていくということも倉庫行政として非常に重要なテーマだと考えております。こういったことをしっかり維持しつつ、多くの事業者の方に対して様々な政策ツールも使いながら、生産性向上ですとか国内人材確保に向けた取組を進めていきたいと私どもとしては考えております。その上で、今後上乘せ要件を含めてどういった形にしていくのかということについては、業界ともしっかり話をしまして検討していきたいと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに、この分野で御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、次に業務区分追加等の5分野ですが、まずは経済産業省・工業製品製造業分野、それから国土交通省・鉄道分野でお願いできますか。意見のある方いらっしゃいますか。

富高委員、どうぞ。

○富高委員 意見書にも記載しておりますが、先ほど佐久間委員もおっしゃったように、例えば参考資料1の102ページのプレハブ製造の記載で、工場が主に郊外にあり人材が集まりにくいと記載がありますが、これは外国人労働者を受け入れる必要性の理由として不十分かつ適切ではなく、工業製品製造業全般にそういった記載が非常に多くございます。人材確保の取組や課題に対してどのような取組を行っているかという、もともと皆さんが必要と言っている部分を含めて記載を頂きたいと思っております。

また、その1ページ前の101ページの電線ケーブル製造業務について、これも設備

の巻き込まれや感電、やけど等の危険性が発生することを理由に人材確保に年々厳しさが増す傾向と記載がございますが、そのような危険があるのであれば、外国人労働者を受け入れる前に、まずは労災防止の徹底と安全かつ健康に就労できる職場環境の整備を行うことで日本人労働者の確保を目指すべきだと考えておりますので、そういった取組なく安易に外国人労働者を受け入れることは極めて慎重に考えるべきだと思っております。

それから、資料2の56ページの縫製についてです。タオル製造を追加するという記載がございますが、繊維産業での技能実習生の就労においても、時間外労働などの法令違反が多発しており、加えてタオル製造に関しては度々悪質な実態等も報道されているのは御承知のとおりだと思います。繊維産業では経済産業省から要請を行ったり、協議会を設置したりしていますが、先ほども申し上げたように、その後の実態把握や、取組の公表、フォローアップなど、PDCAのチェック、具体的なアクションの部分がなかなか見えず、更なる努力が必要ではないかと考えておりますので、そういった取組をまず前提として行うべきだろうと考えております。

それから、鉄道分野の駅・車両清掃について、車内内部や駅舎などの清掃ということで、ほかの鉄道分野の整備や製造などの業務と比べてその業務の性質などが大きく異なるのと思っております。業務区分内の業務変更なども可能な中で、同じ鉄道分野に位置付けることが本当に適切なのか少し違和感があるところでございます。別の分野として位置付けることもあるのではないかと考えたところでございます。

以上です。

○高橋座長 経済産業省、お願いします。

○経済産業省 御指摘ありがとうございます。経済産業省製造産業局でございます。まず、資料全般につきまして拙い表現が目立つということで、大変失礼いたしました。業界とか業担当とも話したところ、しっかりと取組についてはやっておりますので、御納得いただけるような記載ぶりに改めますように、内容も含めまして検討をさせていただきたいと思っております。労働安全衛生についても、まず取り組むべきだと、御指摘ごもっともだと思います。業界として聞いたところ、しっかりやっているようですので、その内容を記載していくということを考えております。

タオル製造につきましても御指摘いただきました。実は縫製業につきましても特定技能、上乘せ要件という形で、グローバルな認証を取るという形のところでやっております。今回は、追加に当たりましても、育成就労も含めまして、どのような形でやっていくのが適正か、そのアクションの部分もしっかりお示しできるような形で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 国土交通省、お願いします。

○国土交通省 国土交通省鉄道局です。御質問ありがとうございます。資料42ページと参考資料110ページを参照しながら御説明したいと思いますけれども、駅・車両清掃、まず業界の実態といたしましては、鉄道事業者のグループ会社が実際は鉄道事業者から請け負って作業している実態がありまして、業界の実態としては、この駅・車両清掃は

鉄道事業の一連の一つとして長年認識されているものでございます。また、既に特定技能制度へ位置付けていただいております車両製造、車両整備、運営係員、それから電気設備整備と軌道整備と、今回の駅・車両清掃、いずれの業務も欠けても鉄道の輸送、ダイヤが成立しないものでありまして、我々としてはやはり鉄道の業務区分の一つとして今後も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

鈴鹿市（末松委員（代理出席））がオンラインで手を挙げていらっしゃいます。鈴鹿市（末松委員（代理出席））、お願いできますか。

○末松委員（代理出席） 鈴鹿市の産業振興部長の長谷川でございます。本日は委員である末松市長が公務で出られませんので、私が代理で市長のメッセージをお伝えさせていただきます。

まず、市長からは、この度、この会議、それから育成就労制度において、人材を確保することが困難な現状にある分野を特定し、新たな分野として追加が示されたことは、深刻な労働力不足に直面している我々の地域経済にとって大変意義深いことだと受け止めております。また、全国の地方自治体の多くは本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、産業を問わず深刻な人手不足に直面しておりますので、制度の運用に当たっては地域の実情に即した形で、分野の抜け、漏れが生じないように、こういった議論の中で広く柔軟な対応をお願いしたいと考えておりますとメッセージをお伝えさせていただきます。

当市、鈴鹿市におきましては、基幹産業であります自動車産業がございますけれども、その中で組立て、検査、部品製造等の現場、とりわけ中小企業の中では慢性的な人材不足が続いております。当市としましてもいろいろ対応しておりますが、そのような中、今回の資料、項目の中では20番で挙げさせていただいている部分、ピンポイントになるかもしれませんが、自動車産業に関しまして確認させていただきたい。資料2の49ページになります。この下の部分の航空機産業関係の業務内容にワイヤーハーネス製造について明記をさせていただいております、これはその上の部分の自動車産業に関しましてもワイヤーハーネスに関連した作業が含まれるのかどうかというところを確認させていただきたいと思っております。

参考資料の161ページで示されたような自動車分野のワイヤーハーネス、これからのEV化も含めまして、中小企業の中でそういう事業者というのが多いものですから、そういう部分につきまして、自動車分野もワイヤーハーネスは当然大丈夫ですよ、というのも中小企業、市内の企業の中で、今現在、技能実習とか特定技能で外国人の方であるとか、その会社についてはダイバーシティーを実践してみえますので、障害者雇用等もしていただいているような会社になりますので、かなりこういう部分について関心が高い会社であります。そういう会社の方から、ひょっとしたらこの資料だけを見て、自動車産業はワイヤーハーネス、外されるのではないかみたいな形で危惧をされているようなところがございまして、大いに関心を持ってみえるということですので、ちょっとピンポイントで申し訳ないですけれども、1点確認をさせていただきたいと思ってお

ります。よろしくお願ひいたします。

○高橋座長 経済産業省、お願ひします。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。自動車向けのワイヤーハーネスにつきましては現在、製造工程も踏まえまして、どのようなことができるかということをご精査中でございます。申し訳ございません、この場で、また改めて御回答をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○末松委員（代理出席） 経済産業省に今後とも確認をお願ひしたいのですけれども、要はこういう形で今後、地域社会を支える実務分野等ですね、先ほど物流倉庫業、コンビニサービス業等も広げていただくというのは地方自治体としては大変有り難いことございまして、そういう部分に今回あったような、こういう議論の過程ですよという形で各企業にお伝えしているのですけれども、どうしても関心があるようなところにつきましては、どうなるんだろうみたいな危惧をされているところがたくさんあります。これが実際に動き出すと、その部分については、やはり運用について地方の方までしっかりと説明であるとか、誤解のないような運用をしていただきたいと思ひますので、私どもも当然そういうところにつきましては間に入れていただきますので、地方の監理団体とか業界団体含め、円滑な運用ができるように一緒にさせていただきたいと思ひますので、御配慮もよろしくお願ひいたします。

以上です。

○高橋座長 経済産業省、コメントありますか。

○経済産業省 説明につきましては承知いたしました。しっかりと地方まで届くようにやらせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。私からも1点、質問させていただきます。

鉄道分野について、鉄道分野の労災発生率なのですけれども、軌道整備は何となく労災率が高いのは分かるのですが、駅・車両清掃も労災発生率が高いのですね。これは何か事情があるのでしょうか。

○国土交通省 特段の事情は承知していないのですけれども、統計データの持つてくる元が、鉄道に特化した労災発生率だけではなくて清掃作業全般での労災発生率になっているので、鉄道固有の問題で何か数字がそのようになっているという認識は持つておりません。

○高橋座長 分かりました。そうであればいいのですけれども、本当に労災発生率が高いのであれば上乗せも考えないといけないと思うので、データの正確性については確認をお願ひいたします。

○国土交通省 再度実態を確認して、その必要性も含めて検討させていただきます。ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

花山委員、どうぞ。

○花山委員 工業製品製造業分野についてですけれども、ちょっと個別具体的な業務区分になってしまうのですが、業務区分の細分化については、これまでここで議論されてい

るとおりなのですけれども、定形耐火物製造と不定形耐火物製造、習得する技能にそれほど大きな差がないのかなという気は私しております。製造については多分、同じ事業所の中で行われているのではないかと思うところなのですけれども、この業務区分を細分化することで転籍に制限がかかるとか、そういったこともあって、あえて二つの業務区分に分けて追加しなければいけないという理由ですね、そこをお示しいただきたいと思います。それから、耐火物製造については、日本人であってもこのように厳格に分けて就業している状況なのかということも併せてお願いしたいと思います。

それと、2点目ですけれども、かばん製造ですが、かばん製造に関しましては有効求人倍率1.93というのはほかの業務区分に比べて低いと考えます。有効的な取組を行うことで人材確保できないのかということが考えられますけれども、それでも追加を行わなければならない理由ということをお示しいただければと思います。

それから、3点目、鉄道分野の駅・車両清掃業務につきましては、特に駅舎コンコースでの清掃業務の際ですけれども、そのようなところで客対応などについては清掃員だからできないというのは困るかなと。一般の旅客から見ると、やはり駅員という目で見られますので、そここのところはきちんとしていただきたい。あと、駅という人が集まるという特性上、非常時の際の対応をどう考えているのか、その辺を含めました、追加するに当たってそのようなことが議論されたのかどうなのか、あるいは教育訓練カリキュラム、どのように行っていくのかということについて、日本語能力の向上も含めまして、教えていただきたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。経済産業省に大きく二つの質問があります。お願いします。

○経済産業省 御質問ありがとうございます。まず、定形耐火物、不定形耐火物の業務区分でございますけれども、御指摘を踏まえまして統合の可能性について検討してまいりたいと思います。

そして、二つ目でございます、かばん製造についてでございます。おおむね皆様の御意見の中で、少し低いのではないかと御指摘だと認識しておりますけれども、まず、日本のかばん製造でございますが、汎用品の生産を海外に移転していく中で、高品質、短納期、多品種、少量生産という、日本ならではの強みを有する製造体制が評価されておりまして、非常にグローバルでもメイド・イン・ジャパンということで競争力を持っている分野でございます。経済産業省としても、ぜひこの製造拠点を日本に残したいということは考えている次第でございます。他方、新型コロナウイルス感染症で廃業が相次ぎまして、近年、急激にこの需要が回復するに伴いまして、なかなか人手が戻ってきていない。業界としては様々な、コンピューターミシンを入れたりとかいう生産性向上、あと国内人材確保の取組をやってはおります。あと、賃上げの状況もしっかりとやっておりますけれども、それでも戻ってきていない状況ということで、今回このような要望をさせていただきました。また、ハローワークには表れない民間の求人サービスの活用、縁故紹介なども含めまして人材の確保に努めておりますけれども、昨年4月から今年の1月末までにやった業界のアンケートでは、採用人数に対する有効求人倍率、約2倍程度ということで、2倍は超えているような状況は示されております。また引き続

き、ここについてはしっかりと必要性をお伝えできるようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。続いて、国土交通省、お願いします。

○国土交通省 コメントありがとうございます。国土交通省鉄道局です。二つコメントを頂いたと思っています。駅員と清掃員、縦割りにならないようにという御指摘だったと思います。現時点でも、日本人同士ですけれども、駅員と清掃員、連携してお客様対応しておりますので、たとえ外国人になったとしても、その連携が損なわれることがないようにと認識しております。

もう1点、非常時の対応についてでございますけれども、これはまさに我々がこの駅・車両清掃を鉄道分野に位置付けようとしている理由でもありまして、資料にもありますように、鉄道特有の知識の中には非常時の対応が含まれておりますので、こういったものはしっかりと資格要件の中でも確認する予定にしております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに、この分野でございますか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 鉄道の清掃については、私も同じような問題意識で、駅務作業とか、改札であったり、そういったものに広がっていく可能性があるのかどうかという視点で業務区分を考えていただく方向性と、あと作業内容として清掃ということであれば、鉄道に限る必要が本当にあるのかどうかという視点から、例えば宿泊業であったり、ほかの業務をまたいだ横断的な作業内容に着目した清掃とか、そういった視点での業務区分の設定の仕方というのでも考えてよいのではないかと。業界ごとに分野や業務区分を分け始めると、本当に切りがなくなってしまうように思うので、ちょっとそういった視点での区分設定というのを御検討いただいて、それと同時に、鉄道分野については日本語能力をどういうふうに、何を課題にしていくのかということも、顧客対応とかそういうことの関係で、きちんと設定していただきたいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。国土交通省、よろしいですか。

○国土交通省 コメントありがとうございます。国土交通省鉄道局です。鉄道分野でということについては、先ほどと繰り返しになりますけれども、鉄道固有の知識が駅・車両清掃で求められますので、我々としては鉄道分野の中で位置付けるのが適切だと考えております。特に、先ほど御質問いただいた非常時とか、それからダイヤに当てないように、それから非常時のお客様対応、こういったものは鉄道特有の問題でありますので、駅・車両清掃として鉄道分野で位置付けていければと思っております。

以上です。

○高橋座長 例えばビル清掃とか、いろいろな分野での清掃というのがあると思うのですが、そこと鉄道分野は横串をさせないのかという御質問があったと思います。

○国土交通省 ありがとうございます。一番技能的に清掃分野で重なる分野としては、さっきちょっと御説明の中でも資料にもありますけれども、ビルクリーニング分野があります。ただ、ビルクリーニング分野は現時点で建築基準法上の建築物に限られておりま

すので、鉄道の駅舎などの清掃は対象になっておりませんので、この制度の中では今回初めて鉄道の駅舎というものを対象にしてやっていく必要があると思っております。

○高橋座長 そうすると、そこは分野をまたぐということも考えられるということですか、逆に。

○国土交通省 先ほどの運転保安とか鉄道特有の知識を求める以上は、鉄道分野として必要な区分だと思っております。

○高橋座長 分かりました。

ほかにございますか。

時間がなくなってきたので、まとめて行ってしまいますね。経済産業省の工業製品製造業分野と航空分野、ここが業務等の追加で2分野あります。それから、業務区分を区切る分野として、自動車整備分野、それから飲食料品製造業分野があります。ここをまとめて、御意見があれば頂きたいと思います。

富田委員、どうぞ。

○富田委員 意見書に書いたとおりです。意見の番号としては、自動車整備について23番、飲食料品製造業について25番です。自動車整備の方は国家資格が分かれているということなので、分ける必要があるのかないのか、どっちなのかなと思いつつ、地方での自動車修理とかを出した経験からすると、全部やってくれていたような気がするなど。そうすると、先ほど申し上げたとおり業務区分をまたいで仕事をさせてしまって、どちらが主だか分からないとなったときに、我々のところに相談に来たら在留資格更新できないとなることを懸念しています。技能実習とか特定技能でよくあるのですけれども、決められた

こととは違う業務をやっている。技術・人文知識・国際業務になるともっとひどいですが、違う業務をやっていると、在留資格の更新ができなくなってしまう。雇用主も危ないのではないかと思うことが結構あるので、本当にそれが現場の実情に合っているのかということは、私は自動車のところはちょっと思います。そこまで無理して分ける必要があるのかしらと思いました。

水産加工については、記載したとおり、かなり強い意見を書いています、私は分けることは反対です。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。国土交通省、コメントありますか。

○国土交通省 国土交通省物流・自動車局自動車整備課の村井でございます。まず、自動車整備と車体整備の能力は全く違うということをもう一度御説明させていただきますけれども、自動車整備というのは、例えばプリウスとかクラウンとか、その型式ごとに異なる構造図とか回路とかを全部理解して、正しく部品交換をすると、これで法定点検とか車検をやっています。学校でいうと機械とか電気とか電子の知識ですね。これに対して車体整備というのは、事故とかで傷付いた車のフレームを直すとか、へこみを直す、あるいはきれいに塗るということで、より職人的な能力になります。この両方を備えている方というのは、実は日本人でも専門家ではいらっしゃいません。つまり、この二つの業務をまたいで転籍というのは現状も行われていません。先ほど委員、全部やってく

れるというお話があったのですけれども、ディーラーが窓口で全部仕事を受けて、その中で組織が分かれています、車検部門と事故車修理部門に分かれています、それぞれのプロが対応しておりますので、どちらかの人が片方に従事して間違えて処分されるとか、そういうことは起こらないと考えております。

○高橋座長 水産加工区分については、皆さんの意見も拝見したところでは分かれていますよね。それと、反対の御指摘が非常に多いところなので、そういうことで中身を検討しないといけないと思うのですが、おっしゃりたい方がいらっしゃれば。

黒谷委員、どうぞ。

○黒谷委員 私は水産加工というのは分けてもいいのではないかという方なのですが、というのは、項番の8番で書いていますけれども、水産加工業というのは原材料が加工食品の種類が多様であったり、それに対応した選別加工処理技術というのが必要だということで、これを技術面から言いますと、野菜を加工する、漬物なんかは違うのですけれども、例えば小麦からできた小麦粉を使ってパンを作ったりとか、豚などの、それを屠畜した後の部位を使って作るハム・ソーセージとかとは違って、この水産加工という現場加工というのは、例えば生きている場合もあるのですよね。生体に近いというのがよくあります。生きているものもありますし、形と大小が違うというのが今日の資料でも出ていますけれども、そういうのを原材料としている点で、鮮度の確認とか、あとは原材料、魚のさばき方とか、それによってはその原材料を台無しにしたりとか。手袋をはめているのでそんな想定はできませんけれども、私どももよく料理していて、ひれで刺したりとかですね、ちょっと違う、特殊で相当な技能、技術というのが、ほかの飲食料製造業とは違った、標準された技術ではないということがあって、特殊性があるということが、まず挙げられるということでもあります。あと、肥料とか餌とかも作りますけれども、そういう意味では水産加工業というのはどちらかというところと1.5次産業みたいなところがあって、ほかのところの加工業とはちょっと立ち位置が違うのではないかと技術面からはあると思っております。

あと、人材確保の面からは、書かせていただいていますけれども、水産加工業というのは作業場が生臭いとか、鮮度を保たなければいけないので寒いとかということで、ほかの食品の製造業よりも敬遠されがちな面があると思いますので、その意味で、業務区分を細分化することと転籍の関係はありますけれども、むしろ私はミスマッチとか、よく技能実習生、現在の問題でミスマッチというのがありますし、やはり入ってくる入口の段階でよく説明して来た人はそこに定着してくれますけれども、ただお金を稼ぎたいとか、来たら後のことを余り理解していないで来る方というのがいらっしゃる、その方がいなくなったりとか、そういう問題が起きたりするのですけれども、そういう意味で、細分化することによって仕事の内容をよく理解して入ってきてもらうということが、そこに定着して仕事をよく覚えてもらうことにつながるのではないかと私は考えておまして、転籍の問題もありますけれども、転籍をしてもらわないために、そういうことも細分化というのは必要なかなと思っています。

あと、地方の観点から行きますと、地方の水産業とか漁村とか、そういう維持活性化、そこから出てきます地場産品、国内水産物を使った伝統的な技術がありますけれども、

やはりそういう伝統的な技術というのを外国人材の方々にこれから力を借りて維持、残していきたいということもありますので、この細分化することによりまして、これはむしろ最初から敬遠されて逆目に出てしまう可能性もあるのですけれども、来ていただく方にはしっかりとそこで技術を学んでもらって定着してもらって、地域の産業維持に貢献してもらいたいということを思っていますので、私はこの切り分けというのは賛成したいと思っております。

意見でございますので、以上でございます。

○高橋座長 賛成という意見がありましたけれども、反対の方は皆さん書いておられますけれども、特にこの場でおっしゃりたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。この分野は皆さん書かれていますし、切り分けすることで実質的な転籍制限につながることを皆さん懸念しておられる。それから、前々からこの分野は非常にいろいろな問題が指摘されたりしていますから、そういった観点の御意見があると思いますので、そこは引き続き検討していただかないといけないと思います。場合によっては上乘せとかそういう話もなるかもしれません。イエス、ノー以外の回答もあるのだらうと思います。

北海道（鈴木知事（代理出席））で手が挙がっています。お願いします。

○鈴木委員（代理出席） ありがとうございます。北海道庁の外国人材担当局長をしております内藤と申します。よろしくお願いいたします。本日はオンラインで出席させていただいております。本日、あいにく知事が公務のため出席できませんので、私の方から意見の方を報告させていただければと思います。

飲食料品製造業分野につきまして、業務区分を飲食料品製造業と水産加工業の2区分に分けることにつきまして、賛成したいと思っております。本道の水産加工は深刻な人手不足のため、既に多くの外国人材の方が就労していただいておりますけれども、製造現場を支える貴重な存在となっておりますことから、関係団体等からも地方での受入れ、定着に配慮を求める声がございます。水産加工業の業務区分を設けることによりまして、水産加工に特化した技能を有する人材の中長期的な育成、確保につながることを期待できると考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

11時と申し上げましたけれども、大分時間が超過しています。まだ御議論はあると思いますけれども、時間に限りがありますので、次の議題に移ることとします。この続きはまた次回以降でさせていただきたいと思います。いろいろ質問なり、それから御意見がありましたので、一旦事務局で宿題等として整理した上で、また次回の会議において報告をお願いしたいと思います。

### （3）バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）について

○高橋座長 それでは、議題3になります。既存分野である自動車運送業分野のバス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）についてです。資料は資料3になります。前回の会議において予告がありましたけれども、国土交通省の御説明では、バス・タクシ

一運転業務において緊急時の乗客誘導を行うために必要なコミュニケーション能力として、1段高いN3又はB1相当を求めているところ、一定の条件の下でN4又はA2相当に緩和したいという方向性だったと思います。

委員からは、安全性を客観的に担保する措置などについて説明が必要との御意見がありました。このタイミングで見直しを行う緊急性も含め、まずは所管分野の国土交通省自動車運送業分野から5分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○国土交通省 ありがとうございます。国土交通省の物流・自動車局で旅客課長をしております重田と申します。御説明の機会を頂きありがとうございます。

資料の66ページを御覧ください。まず、バス・タクシーをめぐる状況について御説明申し上げます。バス・タクシー、いずれも運転者数が減少しているという状況です。左側の箱のバス事業の現状の真ん中あたりを見ていただくと、年間に約2,500キロが路線を廃止しております。それから100系統が系統を廃止しております。その下、詳細に減便の現状とありますが、年間で約1万2,000便が人手不足を理由に減便しております。タクシーの現状も御覧ください。下の箱の二つ目の丸ですけれども、タクシーの運転者についても直近5年間で約5.8万人減少しております。右側の円グラフを御覧ください。不足事業者数についてバス事業者にヒアリングをした結果でございます。令和3年度から令和5年度、年々大きく不足事業者が増えているという状況でございます。

そのため、67ページを御覧ください。バス・タクシー、トラックの自動車運送業分野については、昨年3月29日に新たな対象分野として追加をしているところでございます。現行制度においては、特定活動入国時についてバス・タクシーについてはN3以上の日本語能力を必要としており、実際に特定技能1号として乗務するに当たってもN3以上が必要とされているところであります。

今回見直しをお願いしたいところについては、入国時についてはN4又はN3以上で入国できることとし、乗務に当たってはN3以上はもちろんですが、N4の場合には追加で日本語のサポーターも乗務させる、ただし離島とか半島のバスについてはN4で単独乗務可ということをお願いしたいと思っております。離島・半島の事情については後ほど御説明します。

次、68ページを御覧ください。安全性について、前回のこの会議でも御指摘を頂きました。この部分についておさらいしたいと思っております。まず、運転技能についてですが、N3の外国人もN4の日本の外国人も特定技能評価試験合格、外国免許の切替え、それから、これは旅客を運送する事業者については2種免許の取得、それから国土交通省の省令に基づく新任運転者研修、いずれも同じレベルの同じ試験を合格することが必要とされております。それから、通常の接客能力、例えば高齢者、障害者、急病人の対応、地域の交通状況のきちんとした把握、案内、それから事故時の対応、これらについてもいずれも同じ試験を合格することが必要とされております。したがって、N3の外国人もN4の外国人も、運転技能とか通常の接客能力については同水準が確保されていると考えております。一番下の箱ですけれども、ではN3と日本で違いはどこ

かという、イレギュラー事象への対応みたいな部分では、N3の外国人とN4の外国人と比較すると、必ずしも十分でないということで、N4の外国人の運転者の場合には日本語サポーターを配置するというを考えております。

それから、離島・半島についてN4の運転者単独で乗務可能とするということについて、関係するデータを御説明したいと思います。まず、69ページの左側ですけれども、交通事故の発生状況について見てみると、全国と離島・半島と比較すると、このような形になっているということです。それから、右側の自賠責の保険料、これは自賠責の保険料は自動車の種類とか用途とか地域特性によって決まります。これについてバスについて見ると、離島以外は3万1,920円となっているところ、離島は1万2,320円と、比較して安いということになってございます。

70ページを御覧ください。道路状況について言うと、離島・半島であれば道路構造は余り複雑でなくて、道路に沿ったバス路線が引かれているということですし、利用者の対応についても、利用者が離島・半島については少ないのに加えて、おおむね同じ方が乗車していることが多いということもございます。離島・半島については、日本語サポーターの同乗までは必要とせず、営業所と必要なときに必要な通信ができるようなことを確保することによって十分に対応が可能であると、このように考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。それでは、御意見をお願いしたいと思います。

山脇委員、どうぞ。

○山脇委員 この問題は、人の生命身体の安全が害された場合、取り返しがつかないということです。したがって、たとえ人手不足状況があったとしても、安全を犠牲にして安易な規制緩和を行うべきではないと考えます。その上で、事前に提出させていただいたバス・タクシー運転者に係る日本語能力要件の緩和に関して、項番の51から54まで、(1)番から(15)番の各事項について事実及び見解を明らかにしていただきたいのと、追加で今から申し上げる4点についてもお答えいただきたいと思います。

追加の1点目、(16)番としてお伺いしたいのは、資料3の66ページの「バス・タクシー運転者不足の現状」における「バス・タクシー運転者の有効求人倍率」を見ると、直近で有効求人倍率は減少しており、2024年3月の閣議決定時点以降で客観的に数値が悪化していることは見て取れません。基本方針において、関係行政機関の長は、分野別運用方針において、現在、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等により具体的に示すとされているにもかかわらず、2024年3月29日以降に生じた事情の変更に係る客観的な指標の提示が不十分ではないでしょうか。

(17)番、資料3の68ページの「安全性の水準について(N3、N4)」において、「通常の接遇能力(高齢者・障害者・急病人対応、地域の交通状況、事故時の対応)」が、「N3外国人とN4日本外国人とで同じ」く証明されているとありますが、N4レベルというのは基本的には小学校低学年レベルで、実際上は片言に近い方もたく

さんいらっしゃいます。N4レベルでは高齢者・障害者・急病人対応や事故時の対応は十分にできません。よって、そもそも前提が不合理ではないでしょうか。あるいは、N4外国人でも修了できるという新任運転者研修のレベルが低いといえるのではないのでしょうか。

(18)番、資料3の69ページの「離島・半島における交通事故発生状況について」の「交通事故発生状況(走行100万kmあたり)」において、「離島・半島におけるバスの事故件数は全国平均と比較して少な」とありますが、人口が少ないのですから当然のことです。これは意味のない数字です。離島・半島地域における運転手1人当たりの事故発生率を明らかにしてください。

最後、(19)番ですけれども、資料3の70ページの「離島・半島における各種状況等について」の「道路状況(バス路線)」において、「道路構造が複雑ではなく、道路に沿ったバス路線」とあり、「山川駅前停留所」及び「中間停留所」の写真を挙げています。ここで日本語能力要件を緩和するか否かというのは、離島・半島の各対象地域の個別の地理的状況による道路状況を踏まえて個別に判断するのでしょうか。そうでないならば、ごく一部の停留所の写真だけを意図的に取り上げて、「道路構造が複雑ではなく、道路に沿ったバス路線」などというのは、明らかにミスリーディングではないのでしょうか。

以上の19個について、明確にお答えいただければ有り難いと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。国土交通省、お願いします。

○国土交通省 ありがとうございます。委員がおっしゃったとおり、安全性をないがしろにしてまで規制緩和する必要はないというのは私も同じ意見です。その上で、順番に御説明申し上げます。

項番の51番、まず、日本語サポーターについてですけれども、日本語サポーターについては法令上に定義の規定はございませんで、実際にはその事業者に所属して乗客対応に関する必要な指導を受けている者として、交代の運転者のほか養成中の運転手、バスガイドや添乗員、それからバス・タクシー事業者の事務職員、こういった方を想定しているところでございます。

それから、日本語サポーター、指導を受けていたとしても2種免許を持っていないのではないかということについては、まず、バス・タクシー事業者の属する職員であって、乗換え案内とか運賃案内、災害時の避難誘導など必要な研修を受けた者を想定しているので、2種免許の取得の有無には余り関係ないと思っているところでございます。

それから、次の(3)番以降ですけれども、まず、事情の変更というところでございますが、昨年3月に対象に追加された以降、昨年12月からこの特定技能評価試験を開始しております。ただ、N3レベルの試験の合格者はかなり限定されていて、実際に入国まで至った者についてはまだ数名程度ということになっております。一方でバス・タクシーについては運転者の減少が進んでおいて、人手不足の状況が極めて深刻であります。実際に、先ほど申し上げたとおり減便とか路線の廃止、こういったものが日々起こっているという喫緊の状況でございます。したがって、今回、日本語能力の要件

については一部緩和して、代替措置を設けるということを行いたいと思っております。

それから、(6)、山脇委員から事前にヒントを頂きまして、きちんと道路交通の専門家であるとか、それから日本語教育の専門家に意見を聴いてみるべきではないかというお話がございました。いずれも、まず道路交通の専門家としては、各種バスの安全性の評価委員とか、各自治体での交通ビジョン策定とかに携わっている交通ジャーナリストの鈴木文彦氏とにお聞きしました。そうすると、離島や半島の過疎地域の交通環境については、一般的に道路交通量が少なく、バスの利用者も少なく、乗車される方も地域住民が中心だということ、N4運転者に対しても日本人と同様にバス事業者がきちんと教育を行うことで、N4バス運転者の単独業務は認められる、それによって地域住民の足を守っていくことが重要という御意見を頂いております。離島・半島ではバス運転者の確保ですら極めて困難となっていることから、N4バス運転者の単独乗務を許容することは問題ないという御意見、これは一つの御意見だと思いますが、頂いております。

それから、日本語教育の専門家による御意見もということでした。これについては、常南国際学院の会長をされている笹目博氏にお聴きしてきました。この学校の日本語学校の学生でも、N4レベルであっても日本の運転免許をしているケースが多くて、N4レベルでも十分に日本の交通ルールや法律を理解することができるということ、それから、バス事業者が実施する新任運転者研修を受講して交通ルールや安全確保に必要な知識を習得することが義務付けられており、これで十分に対応できるというようなことを御意見として頂いております。

それから、(7)ですけれども、八木新宮特急バスは半島振興法の対象地域に運行しているかということですが、運行してございます。

(8)、これは緊急時とかの連絡手段のことだということですが、一般的に離島・半島においては営業所と各バスドライバーが常時連絡をとれるように無線を備えているところがございます。無線については、IP無線という携帯の電波を利用した無線に最近に移行してはしておりますが、それ以前の一般の無線を利用している離島・半島のバス事業者もでございます。ドライバーが免許を持っていないのにそれは使えるのかという論点も頂きましたが、これを確認したところ、基地局ですね、営業所の方で免許を持っていけば、ドライバー個々が免許を持つ必要はないということで、現在もそのような運用がされており、非常時においてきちんと連絡がとれるということを確認できていると思います。

それから、(12)番、先ほども道路状況のところがございましたが、これは道路状況について個々に判断するというよりは、離島・半島の地域特性に鑑みて離島振興法、半島振興法で定められた離島・半島を対象とするということで考えております。

それから、追加で頂いたバス・タクシーの有効求人倍率の確認はさせていただきますが、実際そのような今厳しい状況にありますので、バスやタクシーについても処遇の改善を進めて、少し改善に向けて各社努力をしているところがございます。

多分全ては答えられていないかもしれませんが、おおむね以上のような考えでございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

もう時間が来てしまっていますので、追加への回答も含めて、改めて次回以降でまた引き続きをさせていただきたいと思えます。

皆様、ほかの方からも御意見いただかないといけないのですが、ここで書かれていること以外で、もし今日、この分野について御意見があれば、事務局に出していただいて、そこも含めて次回以降議論を続けたいと思えますが、事務局、それでいいですか。

○菱田政策課長 結構でございます。

○高橋座長 次回以降、更に詰めてまいりたいと思えます。

今日、様々な御意見を頂きましたので、未回答のところも含めて、事務局で一旦整理していただいて、宿題ということで、次回の会議に報告をさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の会議はここまでとさせていただきます。次回の日程及び今後のスケジュールなどについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から御連絡いたします。

次回の開催予定について御説明いたします。第5回会議につきましては、7月7日月曜日14時から16時の開催を予定しております。場所は法務省地下1階大会議室で開催いたします。事前説明の日程等につきましては追って調整させていただきます。

事務局からは以上です。

○高橋座長 事務局の説明に関して、何か御質問ありますか。

よろしいでしょうか。オンラインの方もよろしいですかね。

ありがとうございました。

### 3 閉 会-

○高橋座長 それでは、これをもちまして第4回有識者会議を終了いたします。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

以上